# 鹿児島県公報

令和6年12月10日(火)第574号の2



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規

則

○大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則(※)

(薬務課取扱い) 1

規則

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則をここに公布する。 令和6年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第52号

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則 大麻取締法施行細則(昭和29年鹿児島県規則第81号)の全部を改正する。 (趣旨)

- 第1条 この規則は、大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下「法」という。)の施行に関し、法及び大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則(昭和23年農林令第1号。以下「省令」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(提出書類の様式等)
- 第2条 法の規定により知事に提出すべき書類の名称及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。

<u>30</u>	
書類の区分	名称及び様式
法第6条第3項の規定による届出	大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届(別記
	第1号様式)
法第7条第3項の規定による申請	大麻草採取栽培者免許証再交付申請書(別記
	第2号様式)
法第7条第4項又は第5項の規定による	大麻草採取栽培者免許証返納届(別記第3号
届出	様式)
法第11条の規定による申請	大麻草採取栽培者持ち出し許可申請書(別記
	第4号様式)
法第12条第1項又は第2項の規定による	大麻廃棄届(別記第5号様式)
届出	
法第12条の2第1項の規定による届出	大麻事故届(別記第6号様式)
法第12条の5第2項の規定による届出	大麻譲渡届(別記第7号様式)

(書類の経由)

第3条 法,省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、その栽培地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、鹿児島市に栽培地のある者にあっては、この限りでない。

附則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

# 大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免	許	証		の	番	号	第	号	免許年月日		年	月	日
変	更	す	ベ	き	事	項				l			
	栽培	岳地(	の数	で位	置・同	面積							
	業務事務				页り書	及う							
変更前		主			こあっ 务所の								
	は,	名	<b>你及</b>		こあっ <b>業務</b> る								
	そ		(	か		他							
	栽培	5地(	の数	で位	置・直	面積							
	業務上大麻を取り扱う 事務所の位置				页り書	及う							
変更後		主			こあ <i>、</i> 务所の								
	は,	名	<b>你及</b>		こあっ <b>業務</b> る								
	そ		(	か		他							
変見	更の事	由	及ひ	べその	り年月	月日							
							ごたので, け出ます。	大麻草の素	栽培の規制に関 <sup>っ</sup>	する法律第 6	条第	第3項	(の
E	<b></b> 電児島		年知事	J.	∄	日殿		氏 名	こあっては,主だこあっては,名和				

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記入すること。
  - 3 大麻草採取栽培者免許証を添付すること。

第2号様式(第2条関係)

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免	許	証	の	番	号	第	号	免	許	年	月	日		年	月	日
再交	付のこ	事由及	そびそ	の年丿	月日											

大麻草採取栽培者免許証の再交付を受けたいので、大麻草の栽培の規制に関する法律 第7条第3項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人等にあっては, 名称及び代表者の氏名)

鹿児島県知事 殿

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 免許証の毀損の場合は、その免許証を添付すること。

第3号様式(第2条関係)

## 大麻草採取栽培者免許証返納届

免	許	証	Ø	番	号	第			号	免	許	年	月	日			年	月	日
免許年月		納の	事由》	及びる	その														
_	. 広 書	₩ <del>1</del> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	さの田	生山テ目	旧十っ	<b>7</b>	<b>+ 公</b> 7	夕丛	<b>г</b> 1 ті	F (2	<u> </u>	· 구프 \	T	\ <del>1</del>	コン	F M	<b>८.</b> ∋৮ ∋	ታ ታ. ነነ	<b>=</b> % <b>+</b> 1

大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第4項(第5項)の規定により免許証を返納します。

年 月 日

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人等にあっては, 名称及び代表者の氏名)

鹿児島県知事 殿

第4号様式(第2条関係)

大麻草採取栽培者持ち出し許可申請書

免許証の番号	第	号	免	許	年	月	日		年	月	日
持ち出そうとする大 麻の栽培地の所在地											
	品	名	数				量	備			考
持ち出そうとする											
大麻の品名及び数量											
持ち出し先の名称											
持ち出しの所在地											
持ち出しの理由											
持ち出しの年月日											
大麻を栽培地外に持 により上記のとおり申		が、大麻	床草の	)栽培	音の規	見制は	こ関う	よる法律 🤃	第11多	その規	記定
年 月	日										
		住 戸 (法丿		こあっ	ってに	ţ, ∃	<b>生たる</b>	5事務所(	の所名	E地)	
		氏 名 (法 <i>)</i>		こあっ	ってに	t,彳	名称及	とび代表 き	者の日	5名)	
鹿児島県知事	殿										

第5号様式(第2条関係)

# 大麻廃棄届

免許証の番号	第    号	免 許	年 月	日		年	月	日
栽培地の所在地								
大麻を取り扱う事務 所の所在地								
	品名	数		量	備			考
廃棄しようとする								
大麻の品名及び数量								
廃棄の年月日								
廃 棄 の 場 所								
廃 棄 の 方 法								
廃 棄 の 理 由								
大麻を廃棄したい <i>の</i> 規定により上記のとお	つで,大麻草の栽培の類 おり届け出ます。	規制に関う	する法律	第12彡	条第1項	(第2	2項)	0)
年 月	日							
	住一点(法)	所 人等にあっ	っては,	主たる	る事務所の	の所を	E地)	
	氏(法)	名 人等にあっ	っては,	名称及	及び代表を	者の日	氏名)	
鹿児島県知事	殿							

第6号様式(第2条関係)

### 大麻事故届

免許証の番号	第	号	免	許	年	月	日		年	月	日
	品	名	数				量	備			考
事故が生じた大麻・											
事故の発生状況											

所有する大麻について、事故が生じたので、大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の2第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人等にあっては, 名称及び代表者の氏名)

鹿児島県知事 殿

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 事故の発生状況の欄には、事故発生年月日、場所、事故の種類及び警察通報の有無 (盗難の場合に限る。)を記入すること。

第7号様式(第2条関係)

### 大麻譲渡届

	期	間満了等前	の 免 許	証の番	· 号	第		号				
譲	住列	<b>近に大等にあっては</b>	は,主たる事績	<b>务所の所在</b>	(地)							
渡	氏名	名(法人等にあっては	は,名称及び付	弋表者の氏	:名)							
者	大力	麻を取り扱って	いた事務	所の所	在 地							
	免	許 の 失	効 年	三月	日							
譲		渡	F J	Ę	日							
譲	品		名	数		量	備	考				
渡し												
た大												
麻												
	大	免許	Ø	種	類							
	麻草	免 許 訂	E O	番	号	第		号				
	栽培:	住所(法人等にあっ地)	っては,主たる	る事務所の	所在							
	者の場合	氏名(法人等にあっ名)	っては、名称』	及び代表者	の氏							
ni de		大麻を取り扱	もう 事務 月	折の 所 ね	生 地							
譲	麻		所	在	地							
受土	薬研究	ete dita dan ete 14e an.	名		称							
者	究施	麻薬研究施設	設 置 者	の住	所							
	設の		設 置 者	の氏	名							
	設置		免 許 証	の番	号	第		号				
	者の場	麻薬研究者	住		所							
	合		氏		名							
J	に麻を	≿譲り渡したので,大	(麻草の栽培の	規制に関	する法	律第12条の5第2項の	規定により上記のとおり	届け出ます。				
		年 月 日	∃									
						住 (法人等にま	所 らっては,主たる事務所	「の所在地)				
						譲渡者との総	<b>売柄</b>					
						氏 (法人等にあ	名 らっては,名称及び代表	そ者の氏名)				
居	包児島	島県知事 殿										